

健康福祉常任委員会委員長報告

去る12月3日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案2件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和3年12月8日(水)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 岸 昭二、村田裕子、松島修一、高橋伸治、
渡邊良太、桜井 卓
- 4 審査結果

「議案第65号」北本市国民健康保険条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第68号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第65号」について

(1) 「今回の一部改正の背景となる産科医療補償制度の内容及び改正に至った経緯について」質疑したところ、「産科医療補償制度は、分娩時に、生まれた子ども等に、万が一、予測し得なかった事故が起きても一定の補償をするという制度です。このたび、この制度の対象基準について、基準を満たした申請であれば、すべてが制度の対象となる仕組みに変更されました。今回の改正は、今まで行われていた個別審査が廃止されたことにより、加入者の掛け金が下がったことによるものです。掛け金が下がった分だけ、被保険者が手にする支給総額を下げるという考え方がありますが、額を決定する国か

らは、少子化対策として非常に重要であるとして、支給総額を維持することが通知されたところですよ」との答弁がありました。

(2) 「産科医療補償制度の掛金の減額と支給総額の維持は、全国一律のものなのか」と質疑したところ、「国が健康保険法で適用していますので、国民健康保険以外の健康保険については、一律で決まっています。また、国民健康保険については、各市町村が国の健康保険法上の規定を斟酌し決定しているため、基本的には各市町村一律になります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第68号」について

(1) 「令和3年度の報酬改定の影響により、指定管理者の状況は今までより厳しくなっているのか」と質疑したところ、「令和3年度の報酬改定の影響により、収入となる給付金が減額となっています。人件費の削減、あるいは利用者の増加を図るなど、指定管理者が企業努力に努めたとしても、なお財源が不足する見込みです。そのため、指定管理者が安定した経営を持続できるよう、不足見込額の一部を指定管理料として増額することとしました」との答弁がありました。

(2) 「指定管理事業の内容に変更はあるのか。また、今回指定管理料を60万円増額し260万円としているが、その額で事業がきちんと実施できるのか」と質疑したところ、「令和4年度からの指定管理事業についてはこれまでの内容から変更ありません。事業の実施については、指定管理料の増額のほか、企業努力として、利用者を増やし、給付金額を増やすことで経営を安定させる必要があります。現在は市内の利用者のみを受け入れていますが、市内利用者の利用枠は確保した上で、市外の利用者も積極的に受け入れていただきたいと考えています」との答弁がありました。

(3) 「経費の削減及び質の向上を目的に指定管理者制度を導入していると

思うが、公営と指定管理者とで事業コストの違いがあるのか。また、福祉系の労働賃金は低いという問題があるが、正当な指定管理料についてどのように考えているか」と質疑したところ、「指定管理者の令和2年度の事業活動計算書では、収益は全体で年間約3,000万円となっており、これを市の職員を配置して運営することは、人件費の面だけ見ても難しいと考えるので、指定管理者による運営が妥当と判断しています。また、福祉系の人件費が総じて低いことは認識しているところですが、市内に複数ある指定管理者による運営の障害者施設の状況等を見ても、今回の障害児学童保育室の人件費が目立って低いという状況はないと考えています」との答弁がありました。

(4) 「これまでは随意指定だったところ、今回なぜこのタイミングで公募に切り替えたのか」と質疑したところ、「指定管理者制度は、能力のある事業者の幅広い参入の機会の確保や、民間の持つノウハウを最大限に活用することを目的としていますので、公募が原則となります。また、本施設と同様の民設の放課後等デイサービスの事業所が市内及び近隣に複数存在し、関係者等から公募による指定を求める意見が寄せられていたこともあり、今回、改めて指定管理者制度の趣旨に沿うよう、市の方針として、公募することとしました」との答弁がありました。

(5) 「公設の障害児学童保育室と民設の放課後等デイサービスとのすみ分けについて」質疑したところ、「市は平成11年から障害児学童保育室を運営しており、当時は民設の放課後等デイサービスはなかったため、そういった意味では、ノウハウ等を持っていて、高いサービスを提供しているものと考えていますが、利用者が施設を選択できる状況になっています。ただし、障害児学童保育室では、現在、定員が20人と市内で一番規模が大きく、民間の施設では受け入れが難しい重度の障がいがある方を11人受け入れていますので、公設としての役割はあると考えています」との答弁がありました。

(6) 「公募によって現在とは別の事業者が採択された場合に、現在の職員が継続して雇用されるような仕組みをどのように考えていたのか」と質疑したところ、「今回の募集要項の中の選定基準には、現在の指定管理業務従事者の継続雇用及び雇用条件に配慮しているかという項目を設けています。したがって、別の事業者が選ばれた場合であっても、それらを遵守すると判断されたということになりますので、継続雇用が守られるものと考えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和3年12月21日

健康福祉常任委員会
委員長 桜井 卓

北本市議会議長 工藤 日出夫 様